

広島市障害者相談支援業務基本仕様書

1 件名

広島市障害者相談支援業務

2 利用対象者

広島市内に居住する身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者及び障害児（以下「障害者等」という。）、障害者等の家族、障害者等の介護を行う者、並びにこれらの者を支援する事業者・団体等とする。

なお、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する包括的な支援体制を整備する観点から、相談者の属性や世代に関わらず、相談の受け止めや関係機関との協働による世帯全体へのチーム支援等必要な支援を行うものとする。

3 業務内容

広島市障害者相談支援事業の実施事業所は、事業所の設置区における障害者等に関する相談支援の中核的機関として、地域の相談支援の拠点としての役割を果たすものとし、次に定める業務を行う。

(1) 障害種別を問わない相談支援

ア 一般的な総合相談

窓口、電話又は訪問等により、障害者等及びその家族等からの生活上や療養上の相談等、以下に掲げる相談等について障害種別を問わず対応・支援する。

(ア) 障害福祉サービスや障害福祉制度、医療等の公的制度及び地域のボランティアやピアグループ等の非公的資源等に関する情報提供、申請や利用の助言・援助等

(イ) 就労支援施設や作業所等の紹介、福祉機器及び情報機器の利用助言、コミュニケーションの支援、住宅改修の助言等、社会資源の活用についての支援

(ウ) 障害者等のニーズに応じ、身体・知的障害者更生相談所、児童相談所、職業安定所、医療機関、保健所等の専門機関の紹介

イ 権利擁護のために必要な援助

成年後見制度に関する情報提供及び制度利用のための関係機関との連絡調整等を行う。

(2) ケアマネジメント支援

計画相談支援又は障害児相談支援の給付を受けていない者等に対し、サービス等利用計画の作成支援や障害福祉サービス事業所又は障害児通所支援事業所の利用に必要な支援・援助を行うとともに、必要に応じてケアマネジメント会議を主催する。

(3) 障害者相談支援体制の充実に資する取組

事業所の設置区において、広島市障害者基幹相談支援センターが事務局となり運営する広島市障害者自立支援協議会地域部会の企画・運営の支援や、指定相談支援事業所の支援をするほか、広島市内における広島市障害者相談支援事業の実施事業所等と協力し、障害者相談支援体制の充実に資する取組を実施する。

(4) 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画の取組

ア 区ネットワーク会議等において、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の

共有や必要な支援体制の検討

- イ 相談支援包括化推進員等が開催する重層的支援会議・支援会議で整理された地域の支援機関の役割分担に基づく対応、他の支援機関との連携・協働による支援の提供
- ウ 地域づくり事業により構築される地域のネットワークと連携し、既存の社会資源の活性化等を支援

4 委託業務の実施体制

委託業務の実施時間は、年末年始、祝日を除く、月曜日～金曜日までの午前8時30分～午後5時15分までを基本とするが、夜間、休日においても、相談しやすい実施体制に配慮すること。

5 職員配置等

(1) 職員配置

ア 受注者は、相談支援専門員を2名配置すること。なお、相談支援専門員のうち1名は相応の経験*を有すること。

*相応の経験：障害分野における相談支援業務の経験を、8年以上有することが目安

イ 広島市委託契約約款第8条に定める現場責任者1人を選任すること。なお、現場責任者については、原則として、上記アに掲げる相談支援専門員を兼ねることはできないものとする。

(2) 受注者は、(1)に掲げる相談支援専門員のほか、委託料の範囲内で委託業務を実施するために必要な職員を配置することができる。

(3) 委託業務に従事する職員は、あらゆる機会をとらえて相談支援技術の向上を図るための自己研鑽に努めること。

6 事業実施に係る設備等

本業務を実施するに当たり、受注者は以下に定める設備等を整備しなければならない。

- (1) 「広島市_____区障害者相談支援事業所」の名称を冠すること。
- (2) 本業務専用の電話回線及び電子メールアドレスを使用すること。
- (3) 本業務に係る相談記録等は専用の保管庫により管理すること。

7 委託業務実施報告書等の提出

実施した委託業務については、発注者が別に定める報告様式により、四半期ごとに報告するものとする。(報告は四半期ごとの翌月15日までに報告するものとする。ただし、第4四半期分については、3月31日までに報告するものとする。)

また、受注者は、発注者が指定する事業実施報告書を、令和10年3月31日までに提出するものとする。

8 明確な経理

受注者は、本業務に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分しなければならない。

9 委託料の精算

受注者は、広島市委託契約約款第13条第2項に定める精算については、発注者が指定する精算書により行うものとする。

10 その他

- (1) 受注者は、別途、本業務実施区内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所（以下これらを合わせて「指定一般相談支援事業者等」という。）いずれかの指定を受け、当該指定事業所内に、指定一般相談支援事業者等の業務を行う職員とは別に、上記5(1)アに掲げる相談支援専門員を配置すること。
- (2) 委託業務に従事する相談支援専門員は、原則として委託業務外の業務を行うことはできない。ただし、初年度に限り、委託業務の実施に支障のない範囲において、指定一般相談支援事業者等の業務を兼ねることができる。（2年目以降は計画相談を担当することなく、専従職員として従事すること。）
- (3) 受注者は、上記5(1)及び(2)に掲げる職員のみでは、委託業務の実施が困難であると認める場合は、受注者が運営する指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の職員等と連携して対応させるなど、委託業務の適切な履行に努めなければならない。
- (4) 受注者は、本業務を履行する上で知り得た情報に関して、次の事項を遵守すること。
 - ア 委託業務を行うに当たっては、広島市情報セキュリティポリシー（平成15年7月30日制定）を遵守した情報セキュリティ対策を実施しなければならない。また、従業員に周知徹底させなければならない。
 - イ 本業務に関し知り得た情報について、その秘密を厳守し第三者への漏洩を防止するとともに、必要かつ十分な管理的措置を施すこと。
 - ウ 受注者の従業員及び従業員であった者は、本業務の履行に関して知り得た情報を契約期間後もとより、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 受注者は、上記5(1)に掲げる相談支援専門員及び現場責任者の欠員や変更、指定一般相談支援事業者等の所在地の変更があった場合（見込みを含む。）の委託契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。
- (6) 受注者は、契約期間満了に伴い委託業務を終了するとき、又はその他の理由により委託業務を終了するときは、終了日の6か月以上前に発注者へ申し出るとともに、委託業務を終了するまでの1か月間において、委託業務を確実に引継ぐための必要な措置を講じなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。